

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング (MOX 燃料加工施設 (1-124))」

2. 日時：令和4年5月18日(水) 13時30分～15時05分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 大柿 常務執行役員 他11名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 副リーダー

北陸電力株式会社 原子力部原子燃料技術チーム 主任

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)

- ・ 令和4年4月15日  
「日本原燃(株) 再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年5月11日  
「日本原燃(株) MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	録音を開始しました。
0:00:02	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があったしす工認申請について、
0:00:12	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:16	まず規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室からナカガワタジリオオオカシミズ
0:00:25	その他WEBからコサク医療になります。
0:00:29	日本原燃の方から出席者の紹介等議題の補正を説明した上で資料の説明を開始してください。
0:00:38	はい、日本原燃中間でございます。
0:00:41	日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:45	オオガキ。
0:00:47	小松。
0:00:48	谷口。
0:00:49	石原。
0:00:50	山田。
0:00:52	安保。
0:00:53	新谷。
0:00:55	浦野。
0:00:56	赤橋収率。
0:00:58	フクイ。
0:01:00	ナカハマ以上になります。
0:01:03	本日ご説明差し上げます資料でございますけれども、
0:01:07	画面共有させていただいております。
0:01:10	遮へいに関する補足説明資料、遮へいの00-02。
0:01:16	遮へいの0102
0:01:20	304
0:01:22	以上、五つの資料となります。
0:01:26	よろしければ、遮へい00-02からご説明差し上げます。と思っておりますけれども、よろしいでしょうか。
0:01:33	はい。お願いします。
0:01:36	はい。日本原燃石原でございます。それでは遮へい0-02、ビジョン7を、4月15日に提出をさせていただいております。
0:01:46	こちらの資料でございますが、右、通しの右下6ページから別紙1が続いております。

0:01:54	今回他の条文でのご説明と同じように今までのこみ、ヒアリングでのご指摘を反映するとともにチェックについても、他の条文との横並びですとか置かれたもので水平展開が必要なものと、
0:02:08	いうのをチェックをしてお出しをしたという状態でございます。
0:02:12	別紙1につきましては、大きな修正はございませんで、右下7ページ、
0:02:19	(3)と書いてあるところの建物の遮へいという書いてあったところです。建屋遮へいと労働の遮へいに分けさせていただいて、青字で追加をさせていただきます。
0:02:30	こちら他の条文で建物をいうものと、堂々との扱いに区分的には違う扱いをしているところもありましたのでそれに合わせて、道路の遮へいということのを正しく追加をさせていただきます。
0:02:45	はい。あとは右下8ページ。小谷野。
0:02:48	別紙1-2です。重複記載ということで大分許可の本文と添付で重複してるところは重複記載といったところで、ここの
0:02:59	8ページのが、許可本文で⑤、許可の添付でいくとポツのところの全体、これは前回でいくと重複記載しておったんですが、これ全体どう見ても、ボリューム感が違いますしこれを全体通して重複しないとかやはりやりすぎとか生理学的におかしいと。
0:03:16	いうのもあってラウロの10というのを途中で追加をしています。これは添付で、説明する事項ですというのを区分けをして整理をさせていただきました。
0:03:26	それに伴いまして通し17ページのところの1の②、別紙1の②の整理の中で、大尾野の10番を追加をしたと、ということでございます。
0:03:37	はい。
0:03:39	それ一別紙2以降はそれぞれ別紙1に合わせた変更であるとか他の条文との横並びといたり、申したことの修正をしています。ここは一つ、すみません私が本来一歩で、
0:03:54	チェックをしてそぎ落とさなきゃいけなかったんですけど、できてなかった点として、通しの20、
0:04:04	26ページですかね。
0:04:10	はい。
0:04:12	26ページ、別紙3のところでもそうなんですけど、BCでも同じような感じなんですけど、
0:04:18	県下の経産省の隊員に合わせて今建屋と労働をセットで第1回とします。ただこれ他の条文でも整理をして、第1建屋、
0:04:29	第2回で堂々という整理をさせていただいたところもありますので、これ委員会にかなり引きずられてこうなってる所本来であれば、今までの分割申請の計画に従って、

0:04:40	建屋を第1回労働は第2回でということで、こちらの方で、事前に、
0:04:46	整理をするべきところを抜けてしまいました。ここは第2回の方に道路を移すということで整理をさせていただきたいと思います。
0:04:54	はい。別紙4が、
0:04:57	4-1が30ページ以降になります。べ、4-1につきましては、3右下32ページのところで、基本的な考え方というところは基本設計方針を受けた形で、整理を展開をして、
0:05:11	記載を修正をしたということでございます。
0:05:15	はい。それ以外のところでポイントだけをご説明しますと、右下36ページ、これは3月だったと思いますがヒアリングのやりとりで、
0:05:26	ウランの汚染源として考慮しない理由という、そういったことがあるんであればそれをちゃんと明記すべきだということもあって、こちらで整理をさせていただいたのが、36ページの下側に書いてあるところ。
0:05:38	またそのなお書きの上に別紙1に示す、また次の38ページの別紙2に示すということで、本文と別紙の関係が、リンクがとれてなかったところも、整理をして記載を書くへの追加をさせていただいてございます。
0:05:54	はい、では先ほどあった、ちょっとこちらでちゃんと、整理を通すべきだったところで39ページのところでも、金融機関の計算書と同じ名前ということで労働の話が及びで、
0:06:07	上の方に2の-2-1-1と書いてますが今後、今回の分割申請の計画に従って整理をし直したいと思ってございます。
0:06:18	はい。で、別紙4でいきますとあとは、
0:06:23	右下47ページから48ページにかけて、
0:06:27	補正係数を考慮すると、補正係数を用いるということの説明をしています。これについては実効増倍率を考慮したものであるということで補正係数の考え方を書いてございます。
0:06:39	ここの思いとしましては確率による考慮の影響というのも考慮するために、実効増倍率を考慮するんだということを書きたいということで、書かせていただきました若干言葉足らずのところありますが思いとしてはそういうことになります。
0:06:56	はい。
0:06:58	あと別紙4の2行に書いてあるところもこれも整理をさせていただいて、建屋の話だということがわかるようにしたいと思ってございます。
0:07:09	あとはちょっと言葉足らずで恐縮でございますが、右下60ページ、
0:07:13	遮へい計算の代表点の選定ということで、選定された点の中から、代表性と遮へい検査方法の妥当性を示すために、代表点であるP点を選ぶということを言ってます。

0:07:26	こちらについては、考え方としては一つは掲載モデルと言ってる 1、1.3 の 1 行目、一次、元の 9 であったり減点等であったりってこういったモデルごとに、
0:07:39	代表を選ぶということと貯蔵室貯蔵庫みたいなものについては、それぞれの形態であったりモデル等の関係での貯蔵しているものであったりということでそれぞれ代表点を 1 個ずつ選ぶと、そういったような考え方で、
0:07:54	この P T の選び方をしています。ここもちょっと考え方が、そういう考え方で書いてはいるつもりなんですと言葉がちょっと足りてないところがあると思ってます。
0:08:04	考えてるのはそういうことで、代表の考え方をちゃんとわかった上で、選定をさせていただいているというところでございます。
0:08:13	はい。
0:08:15	あと、別紙 4 シリーズでいきますと、
0:08:20	それぞれ
0:08:23	右下 67 ページからそういう表が続きますが、注記のところ、
0:08:29	モデルとしての考え方が、今の文書が足りなくてわかりづらいといったところを補足をしたり、コンクリートの厚さの考え方であったりというのを、注記を拡充させていただいたということでございます。
0:08:43	はい。
0:08:46	あとこれ考え方こういう考えでやってますということがこれもちょっと言葉足らずのところがございますが、
0:08:57	これはどこを設マスクングなのでちょっと場所が特定できなければマスクングにならないと思うので、
0:09:06	市、
0:09:07	今回の変更申請でやっている遮へい。
0:09:12	ただ、
0:09:15	車両扉でございますが、
0:09:17	右下 87 ページ。
0:09:21	場所を言わないで言います。D-9、P-8 といって代表点になっているところ、こちらが気づきの遮へい体となりまして、分割申請の計画では、第 2 回に出てくる予定です。
0:09:36	こちらの資料としては全くだ、あの認可の第 1 回での計算書について使用と全く変更がないと、いうことは、今回の第 1 回でお約束はできますので、
0:09:49	そういったことを書いた上で、この中に計算結果として載せるという整理をさせていただければと思ってございます。そういう思いで、これも書いたつもりなんですと言葉がちょっとまだ足りてません。

0:10:00	ので、そういうことをちゃんと補っていきたいと思ってございます。
0:10:05	はい。
0:10:06	あとは、右下 113 ページから 144 ページについては、開閉器とかの厚さの考え方というのを拡充をしたというところでございます。
0:10:19	はい。
0:10:23	別紙シリーズ大体伊佐平蔵等については、説明は以上になります。
0:10:34	規制庁岡です。ちょっといろいろ説明ありがとうございました。まず基本設計方針の方から、幾つか確認させていただきますが、
0:10:43	先ほど他条文に沿って、いろいろご検討されたご確認されたということでした。
0:10:50	ちょっと、
0:10:51	まだ読んでいると違和感があったりですね、あと、
0:10:55	前回判例はいろいろ例として、判例の不ぞろいとかを一般していただいたんですけど、ハッチングの考え方とか河川の考え方が、
0:11:07	本当に他条文と整合してるのかなとルールに沿ってるのかなというところはあるのでちょっとまた精査は、引き続きお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
0:11:18	はい、弓削石田でございますはい。こちらは前回の他のヒアリングでも同じようなご指摘があったと思いますはい。引き続き精査をさせていただきます
0:11:29	ルールに従って下線を引くということは、チェックをさせていただいてるつもりですが、今一度、確かに文章が全く同じでないのに全部引いたりですね
0:11:40	抜けてるところの分子言葉として本当はないのかというところも、マッチングとあわせて、再度見見ていきたいと思います。以上です。
0:11:49	はい、規制庁ですよろしく申し上げます。基本設計方針の方も、今回あんまり手を加えられなかったんですけど、
0:11:58	例えばですね、
0:12:01	6 ページ目、基本設計方針 7 ポツ遮へいで前段があって、
0:12:06	(1) から (7) まで 6 まで整理されているんですが、
0:12:15	八名にまずちょっと、(1) で黄色い 8 が多いと、これ発電炉の方からまずは書い記載してそのあとに、いろんなところを許可から加えたみたいな感じで、(2) の方もそういう福元に、
0:12:29	なっていて、一方でですね許可の本文とか添付とか、あと発電炉の基本設計方針なんかは、技術基準とかに合わせて、
0:12:41	(1) では、公衆被ばくの話、(2) では放射線
0:12:47	従事者の

0:12:48	今後の話というふうにそのクラスライズされて、その前段でまず大前提をうたった上で、(1) (2) と展開されている。
0:12:58	んですが、今の
0:13:00	基本設計方針のところは、ちょっとな、そうならないように感じていて、
0:13:07	その辺ちょっとちゃんと縦に読んで、
0:13:11	黒、この部分には何を書くのかっていうのを、許可の、
0:13:16	考え方の、例えば前段使うのであればその
0:13:20	発電炉に引きずられるんじゃないくて、ちゃんと前段をうたっている許可の本文とか添付の、
0:13:26	構成そういうのに基づいて、ちょっと9、
0:13:30	改めて検討していただきたいんですが、おわかりでしょうか。
0:13:37	はい。日本原燃者でございます。今のご指摘の点私の理解からまず
0:13:43	確かにおっしゃっていただいて、許可のときは、放射線の遮へいに関する構造ということでもまず大前提の考え方からの考え方をちゃんと言ってその以下の者等の対策を講ずるといところでいわゆる
0:13:57	規則等々の横並びも見た上で計上時の直接線だったり菅井さん線に対してどうするんだとか、そういうことを1個ずつ紐づけて確かに展開をしてたと記憶をしています。
0:14:10	そういった時にじゃあ、今の基本設計方針どうなんだというのと、確かに括弧一井が、何との紐づけなのかが今ひとつよくわからない状態になってたり、その辺が、
0:14:22	技術基準規則との紐づけと、行うよあの道路と紐づくのかと、いうことの整理も含めて、本来言うべきことっていうのが、ちゃんと資料送っているような形で、整理をさせていただくことかなと思ってました。
0:14:35	はい。そういう目でも見なきゃいけないのはおっしゃる通りだと思いますので、今一度ちょっとチェックをさせていただきたいと思います。以上です。
0:14:45	はい。規制庁岡です。
0:14:46	とりあえずその分をまず縦に読むというところは今の認識の通りで、ちゃんと縦に読んで、違和感なく繋がっているようにというところで、
0:14:56	お願いします。で、7ページ目に先ほど説明があった道道を明記したっていうところ、建屋駅遮へいから建屋遮へい労働遮へいというふうに、
0:15:07	明記したっていうふうな説明がありましたが、
0:15:11	ここは許可の段階ではどういう扱いになっていたんでしょうか。何か許可から増えた印象があるっていうような、
0:15:19	ことで、他条文の中でもよくこういう議論をされているんですが、この部分はどういう整理になっていますでしょうか。



0:15:28	はい。日本原燃志田でございます許可時の整理からいきますと、さっき、以前書いていた、
0:15:35	提案し、建屋へ記者へ、の中に、建屋も同ドーム両方入った形で整理をしてました。そういう意味で前回までは建屋へ記者系遮へいということで言葉を使わせていただいたということでございます。以上です。
0:15:50	はい。規制庁大岡です。そういう説明があれば
0:15:55	うっだったなということが、許可の時からの違いとしてわかるんですが、今回そういう説明も、
0:16:01	ありませんでしたので、やはりそういうこ、
0:16:05	何か加えるとかしたときは、ちゃんと許可からどういうふうに変ったのかっていうことをしっかり明記して切る残しておくっていうことが、
0:16:17	重要なかなと思いますので引き続きこの部分だけじゃなくて、他の条文でもさんざんやってきた話ではあるので、そういうところはよろしく願います。
0:16:29	はい、弓削西田でございますはい。全体通して、言われてることはありませんのではい。今一度チェックをして、
0:16:37	書き換えてることが正しくかつ言う必要十分なりを記載であるかということもチェックをさせていただきたいと思います。以上です。はい。規制庁岡です。それでそのどうどうに関することは第2回で説明されるということで、まだちょっと今回そういう、
0:16:54	添付降水な、別紙の2とか3見ると、
0:16:57	構成になってなかったなのでその辺はちゃんと整理されるということでしたが、
0:17:01	ちょっと遮へいのところで、もうまだちょっと溢水なんかと同様に、第1回でどこまで、
0:17:09	どこまで見るのかと、特に遮へいの場合補助しないっていうちょっと曖昧な遮へいがありましてその補助遮へいは、
0:17:18	今後、今の別紙1、基本設計方針の方の、
0:17:24	整理では、
0:17:31	仕様書に書くというふうに、10ページの方で、
0:17:35	整理されているんですが、実際補助遮へいって評価の中では幾つか、
0:17:42	出てきていて、他にも、
0:17:45	もう割とあるものを全部ここに入れたような感じになっていますので、
0:17:49	その第1回の対象としてあるのかとか、あと、そもそもどういったものまで、仕様表で書くのかとかそういったところは整理されているんでしょうか。
0:18:01	はい。日本原燃車でございますはい。仕様と仕様表でどういう整理をするかというところについては

0:18:08	まだ修正してまたお出ししますと言って共通力の中で分類をして、気づきの補助遮へいみたいなものは機器側の仕様表でということで展開をさせていただいておりますが、
0:18:20	それも全体含めてやはりこの資料の中でもどういう区分けなのかがわかるようにですね、ちょっと整理をしたものをつけさせていただいて、この遮へいでの扱い。
0:18:31	であったり他とのリンクというのがわかるように、ちょっと考えて、お示しをしたいと思います。以上です。
0:18:38	はい、規制庁課です。わかりました。また整理を確認したいと思いますのでよろしくお願いします。
0:18:45	別紙1関係、私からは以上なんですけど他の方ますでしょうか。
0:18:53	特にないようでしたらちょっと別紙2とか別紙3は飛ばしまして別紙4の方。
0:18:58	で、幾つか確認させていただきます。
0:19:01	別紙4-1、39ページ目の7ポツ I I。
0:19:08	ここもコメントを受けて、評価範囲というところを、
0:19:15	どういう考えで、
0:19:17	設定して、どういうところを評価値にするのかっていう評価範囲になってるところは、どういうところを評価値にするのかっていうところを明確化して、されて、最大値を、
0:19:29	範囲内の最大値を評価値にしますということになったんですが、以前とかあと計算モデルの方も確認するとやっぱり評価一位と評価範囲。
0:19:39	範囲になっているものと、1になっているものが2種類あってで、今回の整理で、その評価1っていうのを全部削ってきているんですが、これはどういう、
0:19:50	どういった整理なんでしょうか。
0:20:01	すいません少々お待ちください。
0:20:22	日本原燃の新谷です。評価1については1点。
0:20:28	うん。になるような印象を受けるかなというところをちょっとまず範囲という表現をとらせていただいたんですけども。
0:20:37	例えば旧モデルとかですと1次元なので、評価範囲と言いつつ1点に絞られる場合もあるんですが実態としては、
0:20:47	人が存在する範囲ですとか、真壁の
0:20:51	範囲みたいなところを意図して評価1というふうな記載になっていましたので
0:20:57	今回はその評価範囲ということで、実態に即してその範囲をイメージして設定してますよということ、
0:21:04	記載させていただきました。

0:21:08	はい。規制庁岡です。ここは表、評価方法のはなCD評価方法として、評価範囲を設定してその中で最大値を、
0:21:18	評価値にしますっていうような説明。
0:21:22	今されてるんですが、1点だけ。
0:21:26	評価しているような係数は、
0:21:30	何かちょっとやはり最大値を評価点にするっていうのは違和感があってやはり、
0:21:35	作業1を踏まえて、ここの点を評価しますって説明してくれた方がすんなり、
0:21:42	理解が早いんですが、今の感じだと。
0:21:46	ちょっと、かなりそこは曖昧になっている印象を受けるんですがいかない。
0:22:00	はい。日本原燃の安保でございます。はい。
0:22:02	そうですねそういったところについては実態に合わせてというところで作業1、
0:22:10	うん。
0:22:11	作業医長元に設定したんだからそういったことを明示したいというふうに思います。
0:22:18	規制庁岡です。ちょっとその辺しっかりと、ちょっとまだですね。なぜ2メートルなんだとか、何この
0:22:27	床上から何か床下からなんだと分かれ分かれちゃうわかるんですけど、もう論理立てて説明されているところとただ漠然と書いているところとかが結構混在したりもしていますので、
0:22:39	少しちゃんと整理して、作業位置がこうこうこうだから、この辺を、
0:22:45	評価範囲の評価1にします評価範囲にしますみたいなそういうちゃんと論理立てた説明を、
0:22:51	もう少ししていただきたいなと思いますので併せて、よろしくお願ひします。
0:22:59	はい。日本原燃の安保でございます承知いたしました。
0:23:02	はい。規制庁岡です。あと4-1、別紙4-1についている47ページ目から始まる別紙一位なんですが、
0:23:13	これはちょっと扱いについて、
0:23:18	伺いし、考え方を確認させていただきたいんですが今まで別紙1からさ、別添1から3まであって、別添3は補足的な説明だったので計算の根拠だったので、
0:23:30	補足説明資料の方に移しますと、今回別紙という名前に変えてきて、1にはここに残して、

0:23:39	ていう、この辺が圧壊ってどういうことなん、どういう整理になったんでしょう。
0:23:56	はい。日本原燃の安保でございます。
0:23:59	はい。
0:24:01	そうですねもともと等、こちらの、
0:24:04	別添ですか、として付けてたものについてその中の、
0:24:09	その中でも内容として、補足説明資料にまとめた方がいいというものにつきましては補足説明する資料として抜き出して、
0:24:17	添付書類として必要と思われる内容については別紙、別紙シリーズということで
0:24:22	添付書類に付けるというところで整理をしております。
0:24:28	入園者でございますちょっと補足をさせていただきます一応考え方としては補足ってのやっぱり、添付書類として計算方法だったり計算結果を導いたときの、
0:24:39	私使っている数字であったり考え方など補足根拠になるものをお示しするのが補足説明資料、あくまで条件設定において必要なパラメーターの話をするのに、
0:24:51	例えば、誰が書いていくと、何をどうひもづけてるのかわかりづらいときに、別紙として多分1回区切って条件になる数字だったりの値を示すという場合に別紙という形で使わせていただこうかなと。
0:25:05	ということで、整理をさせていただいたところでございました。以上です。
0:25:09	はい。規制庁岡です。わかりましたがちょっと4段になる印象目的で本文添付、別紙、補足という順番でしょうか。
0:25:22	これをあえて園部Cというふうに整理するっていうところが、
0:25:31	補足との違いは何なんだというところで、
0:25:35	出た田嶋コサクです。
0:25:37	はい。ちょっと大川さんの発言でちょっと違うかなと思うのは、この別紙は添付の中の、
0:25:44	ものなので、本文添付、
0:25:47	ちょっと遅くてあって、
0:25:49	添付の中で別紙という構成を入れるのはなぜかっていうことですよね。そういうことです。はい。
0:25:59	原燃側の説明としては、こういうものはちゃんと添付のこと中で書くべきだと思いましたと。
0:26:06	はい。いうことについては問題ないっていうことでいいですか。はい。
0:26:10	わかりました。

0:26:12	いや、ごめんなさいそそこに問題点を感じてるのかどうかっていうこと
0:26:17	で、そういう運用なのだということで、他条文なんかでもこういう運用されてるんでしょうかと聞いたかったんです。
0:26:27	古作です。そうすると、. ぷーに書くべき範囲ということはある程度合意が取れていて、はい。で、その添付に書く内容っていうのをどういう構成の中で、添付の中でどういう構成が、
0:26:41	適切なのかといったときにベッセという構成が他の添付書類と比べてどうなのかっていうことですねそうそうですいません。ありがとうございます。
0:26:51	はい。補足実現いかがでしょう。
0:26:53	はい。日本原燃志田でございます。そういう意味では統一感、正直今んとこないです。お金取り方としては親子関係での添付の構成、いわゆる
0:27:06	うちで出してる形は電力さん見ながら止めてしまいましたが例えば外部火災とかで前は評価方法を変えたもの、評価条件評価方法を変えたテンプレの店舗として、
0:27:20	京銀、
0:27:23	海谷協議じゃない許容時間、許容値の考え方っての子供をテンプレにしたいと今やってるやり方としては、どちらかというところとそういう数字のさらに細かい添付としてつけなければいけないような、
0:27:38	数字の解説であったりというのは、子供として付けてパターンが今やってパターンですね別紙で出てくるパターンとしては、計算結果として例えば他の条文から来るようなものを、別紙で、
0:27:52	取り扱ったりということありますけども評価の中身を別紙で扱っているのは他ではやってないというのが実態でございますので、それも含めた上でちょっと全体の構成は、こちらですいませんもう一度考えさせていただきたいと思います。以上です。
0:28:05	はい、規制庁課ですわかりましたまた構成すべき修正、構成を考えられるということで、
0:28:13	その結果を確認したいと思います。衛藤がコサクです。
0:28:19	ちなみにですけど、今の別紙を見る限りにおいては、添付の文章側に書いてある文章を入れて、一応幾つというだけでも成り立つぐらいのことしか書いてないような気は
0:28:32	するので、先ほどお話しをされたように他を見ながら、どういう構成がいいのかっていうのをまとめていただければと思います。
0:28:43	はい。日本原燃志田でございます。はい。今おっしゃっていただいたことも含めて、はい。今一度こちらの方で整理をさせていただきたいと思います。以上です。

0:28:53	はい、規制庁課ですよろしく申し上げます。続きまして別紙1の中で、48 ページ目の方先ほど補正係数の説明がありましたが、
0:29:03	補正係数が中性子の
0:29:06	発生を考慮して、保守的に見込む数値だということで、前回のコメントはどちらかというところを、どういう意味を持つのかということ、
0:29:17	補正係数という数値で、文字だけじゃわかんないので、
0:29:21	記載してくださいとお願いしたので今回、数式からもそういうことはわかるかなと思いますが、
0:29:28	その辺も不足をお願いします。ちなみに、この実効増倍率はこれは臨界評価なんかでもうすでに評価されているリン実効増倍率を使っているんでしょう。
0:29:42	日本原燃の郷でございます。
0:29:44	こちら遮へい計算に用いてる実効増倍率ですけども臨界評価で用いてるものとは別になっております。
0:29:53	臨界評価の方で申し上げるのは大分保守性を含んだものになってるところでそれをそのまま採用した場合、遮へい設計としては過剰になるというふうに考えておまして、
0:30:04	こちらについては謝礼として別途設定したものになってございます。以上です。
0:30:10	はい。規制庁岡です。その辺の設定がもうちょっと少し
0:30:17	わかるようにというところが要望なんです、
0:30:21	例えば町増資ⅡAと49 ページ目の下から、表の下から二つ目の、
0:30:29	貯蔵室なんかはかなり大きく、補正係数3.3 ぐらいまで大きくなっているんですがこういったものは、どういう体系でやっているんでしょうか簡単に結構ですので、
0:30:41	教えてください。
0:30:44	すいません、少々お待ちください。
0:31:00	はい。日本原燃の安保でございます。
0:31:03	モデルとしてはほぼ臨界と同じなんですけども先方関係について実設計の寸法を入れたりしているといったものになります。以上です。はい。規制庁甲斐です。衛藤。
0:31:15	岡。完全に乾式Dであれですよ。
0:31:19	実行ということなんでも0とか考慮してると思うんですが、あの周辺、
0:31:24	境界条件なんかはもう完全にボイドとしてやっているんでしょうか。
0:31:39	すいません少々お待ちください。
0:31:49	日本原燃の安保でございます。境界条件につきましては事業許可と同様にコンクリート100センチとしております。以上です。はい。規制庁佐

	田です。やっぱちょっと、それぐらいの説明はしておいて欲しいなと臨 界と同じだったら臨界と同じで、
0:32:05	書いていただければいいんですけど委員会と違うところがあるんであれ ば、やはりそういうところを少し補足しておいていただければと思いま すんでまた整理の方よろしくをお願いします。
0:32:17	4-1は以上になりまして、次4-2の方なんですけど、
0:32:22	ちょっと別紙の方最後まで行かせていただきます。別紙4-2は、前か ちょっとコメントしたところ、4、65ページ目の、
0:32:34	上の段落の最後の行、あとがんがん鉛メタクリル樹脂の出典について前 回ちょっとこれか、メーカーのカタログ使ってますけど、遮へいの代表 として使えるんですかっていうような、
0:32:49	こと伺ったと思うんですが、結局、この辺のはどうなりましたでしょ うか。
0:32:54	整理はどうなりましたでしょうか。
0:33:06	すいません少々お待ちください。
0:33:21	はい。日本原燃の安保でございます。こちらの、
0:33:26	曲げめくり自身につきましては実施等でも設定がないということでこ ちらのカタログ値の方用いるとしております。
0:33:34	もし、将来的にこのカタログに載っているものと違うものを用いる場 合といった場合でも同等の
0:33:42	鉛当量も材質を用いるということで考えてございます。
0:33:49	はい。規制庁大岡です。
0:33:52	これ、以前、事実あり、あったという。
0:33:56	ふうに過去に調べたときに思ったんですが、
0:34:00	違いましたか。
0:34:04	日本原燃の安保でございます。昔のJ I Sにあったところですが 今今は相場になってるといふふうには認識してございます。以上です。
0:34:14	はい。規制庁岡です。それは、ハイバン2、
0:34:20	なったとしても、過去には事実として定められていたので、まずはそ ういうのを使った方がいいんじゃないかと思ったんですが、実際グローブ ボックス、原燃で使っているグローブボックスはこういうこのメーカー のこの製品を使っているんでしょうか。
0:34:40	日本原燃の安保でございます。今の設計ではそうなってございます。は い、規制庁課です。そしたら、そういうあたりがちゃんと担保されてん でしたら、
0:34:50	結構なのかもしれませんが、わかりました。
0:34:59	続きまして68ページ目なんですけど、

0:35:11	68 ページ目からの表なんですが前回ちょっと線源が評価等、記載されている線源と違うものが結構あるので見直して欲しいというふうに伺って、今回直されて、
0:35:26	その中で、かなり大きく修正されていた。
0:35:31	84 ページ目の d 一位ですか。
0:35:37	84 ページ目の、
0:35:39	D1、
0:35:40	が、
0:35:41	結局、線源だけは線源強度が変わって結果は変わらなかったんですがこの線源強度以前の値っていうのは、何か経緯とかわかりましたでしょうか。かなり変わったと。
0:35:53	思うんです。
0:36:02	日本原燃の安保でございます。すいませんこちらの数字につきましては、転記する際の動きというふうなところでございます。以上です。規制庁からわかりました。ちょっと、
0:36:14	結構インパクトあるなと思っていましたが、線量率とは何も変わりませんでしたので、承知しました。
0:36:23	あと、81 ページ目。
0:36:29	エーットー
0:36:35	一番上の間、燃料棒解体室 312 番の材質 II とか厚さを書いてなくて注 3 だけ書いているところ。
0:36:46	ここの考え方がちょっとわかんなくて、注 3 の方を見ると補助遮へいがありますよと。実際は、
0:36:53	材料っていうのはなく補助遮へいだけが存在するとかそういうことなんでしょうか。
0:37:01	日本原燃の新谷です。こちらですけれども、部評価手法分析第 1 室等、線源室側の燃料棒解体室の間、
0:37:12	扉が一般扉となっております、その開口があるということで、壁等のコンクリートを見込まずに機器つき周りの遮へい体だけを用いて評価しています。
0:37:25	はい。規制庁岡です。ですからちょっと
0:37:29	書き忘れなのかなとかも思うような今状況なので、そういうことを少し説明いただきたいなと思います。他にもこの表の中で、
0:37:41	少し曖昧な表現とか、例えばコンクリートの厚さ二つ書いてるとかですね、少し説明がまだ
0:37:51	ちょっとわからないなというところありますのでちょっと引き続き精査の方またお願いします。
0:37:57	資料の 2 の方は私からは以上で、別紙 4-3 なんですけど、



0:38:04	こちらもいろいろ追加していただいて大分ばかり良くはなったと思うんですが、114 ページ目の第 2-1 表の、
0:38:15	ところ、まずちょっと、ここ貯蔵施設を設置するつうの。
0:38:21	ここ、貯蔵設備許可時の貯蔵設備だともうちょっとたくさんあったと思うんですがこれら、ここに記載されているものっていうのはどういう、
0:38:30	整理で選定されたものなんでしょうか。
0:38:41	はい。日本原燃の安保でございます。こちらにないところの、貯蔵設備とすると、あとウラン、
0:38:51	ウラン粉末関係の貯蔵設備とあと輸送容器のちょうど設備になるかと思えますこちらについては、
0:39:00	MOX を取り扱う貯蔵設備ということでこちらの表の方に記載をさせていただきます。以上です。はい。規制庁岡です。そういうことでしたら、ちょっとそこも文の方を読んでも、
0:39:13	なかなかわからなくてちなみに、ここに関してですね基本設計方針の方で、(1) で、
0:39:22	基本設計方針の (1) 、6 ページ名の
0:39:27	(1) の 4 行目から主要な線源となる貯蔵設備を地下室に地下階に設置することというこの主要な線源となる貯蔵設備っていうのは今の、
0:39:38	考え方なんでしょうか。これの考え方だと輸送容器保管室とか、1 階に地上にあるようなもの。
0:39:45	含まれない。
0:39:48	のかなと思うんですが、ちょっとこの部分も名カクウに整理されているんでしょうか。
0:40:05	はい。日本原燃安保でございますはい。その通りでございます。
0:40:10	はい。規制庁岡です。そういうことがあまりちゃんと明確に説明されてませんので、基本設計方針の方にちょっと立ち返っちゃいますが、その部分はちゃんと、
0:40:21	説明として書いていただきたいなと思います輸送容器を返すとかないなという。
0:40:25	ところがやっぱり、毎回気になるところではありますので、よろしくお願ひします。
0:40:31	あと、
0:40:32	今回いろいろ、図の方でも、すいません。はい。
0:40:35	コサクです。
0:40:37	今のお話ってその主要な線源っていうのは何ぞやっていうのは、はい。
0:40:43	どこで明確にすべきなのかなっていうのが今聞いても私もちょっと疑問で。

0:40:49	それが曖昧だと基本設計方針として明確にしたことにならないような気もするんですけど、これはこれまでヒアリングでも、その曖昧な表現、可能な限りとかですね、いろいろと曖昧なものがありながら、
0:41:04	詳細設計としての明確にすべき範囲を整理をして、記載を考えてくださ いっていうのをコメントしていますが、
0:41:14	この点どうお考えになっているのでしょうか。
0:41:19	はい。日本原燃石原でございます。す。今おっしゃっていただいた点、 確かに行政教師で主要な線源となると書いて他でも
0:41:29	例えばですけど、閉じ込めとかとじ込みで勧誘の全体の方針として露出 した状態で粉末を取り扱うグローブボックス内かかん三階に設置します とか
0:41:41	そういった意味でどういうものを地下階に設置するんだという考え方を 書いているのがありますで、ただおっしゃる通り主要な線源というとその 宣言を本文という添付で具体化するのか本文であらかじめ、
0:41:54	主要な制限ということになったというのかってのはちゃんと整理を した上でお話をしないと、今大岡さんのご指摘のように、別紙4から4 -1から順番に読んでも、
0:42:04	結局主要な線源って誰っていうのがずっと繋がっていかないまま曖昧な ままで、これが対象ですこれが対象ですと言ってん何を、
0:42:14	線源との関係で説明してるのかよくわからないという状態になってると 思いますんでちょっと今間お話を聞きながら考えたのが主要な線源とな る貯蔵設備を地下階に設置するという大前提の方針は、
0:42:29	本文に書いたとしても、別紙の4-1いわゆる本文の一番頭でですね、 基本設計方針を受けた上での方針としての展開の中で、その主要な宣言 というのはこういうものを言うんですと、そういうのが地下2階だつたり 地下3階に置いてますと、
0:42:42	ということがわかるように展開するというのも一つの方法かなと思ってお ったところでございます。以上です。
0:42:49	古作です。
0:42:50	最低限そうなんですけど、そもそも主要な線源って何なんですか。
0:42:56	はい。日本原燃石田でございますはい。或いはMOX粉末、
0:43:02	そのものとMOX松岡こうしてP a y P a yと、あと燃料棒、集合体と いうものが、主要な1000円と、我々が思ってるところですので、それ をそのまま、
0:43:12	書きゃいいような気もします。はい。以上です。
0:43:16	はい。補足です。それが基本的には基本設計方針の各
0:43:21	形だと思ってて、他でも累計とかって話してますけど、

0:43:26	どういうものをついていう意味合いをちゃんとわかるようにしていただいて、その意味合いが具体はどれですかというのは添付でもいいよと。
0:43:34	ということだと思いますのでよろしくをお願いします。
0:43:38	はい。日本原燃志田でございます。はい。承知いたしました。
0:43:45	規制庁岡です。引き続きこの別紙4-3なんですが今回いろいろと説明も追加された中で、第2-1図から第2-9図で説明されている範囲、
0:43:56	と、この今言った第2-1表との関係で、やはり先方が全部ちゃんと書いているルートはちょっと思えなくてですね。
0:44:06	以前伺ったときに湯川の、
0:44:09	P T=幾らというふうには書いてないものに関しては全部0.6ですとかつていう回答もあったかと思うんですが、
0:44:16	衛藤。
0:44:18	その辺と、
0:44:20	床の寸法とかあと壁の寸法、真壁咲帆おそらく概ね書いているんですが、その辺書いてないところ、追加っていうのは可能でしょう。
0:44:41	日本原燃の安保でございます。はい。抜けてるところにつきましては追加するということで、はい。対応したいと思います。
0:44:49	はい。規制庁加治です。ちなみに全部0.6なんですか。今回、
0:44:55	範囲として指定されていて、この
0:44:58	金が範囲に入っていないというようなところも結構目立つんですが、
0:45:02	そういったところは0.6ということなんで、
0:45:14	日本原燃の新谷です。すいませんちょっと洞爺からの図だけは明示している部分は、
0:45:20	1.3ということになっておりますけれども他の部分に、館野仲については、0.6で間違いありません。はい。室長そうです。
0:45:30	関係してですね洞爺甲斐、若井店ですが、今回天井建屋の天井というところも、わたしゃとして含んで、店長柳井柳井俊屋根も、
0:45:41	厚さとして含むというふうになっていて、この屋根の厚さというのは、
0:45:46	今回ついでる図で読み、読めるんでしょ。
0:45:51	日本エヌシタニですすいません遠矢甲斐の南側の部分の屋根についてはちょっと今回の資料でわからないところでして、
0:45:59	平面図、建屋の平面図とかでは断面図の方で見えるようにしてありますのでちょっとそちらの方を追加する形でわかるようにしたいかと思えます。はい。室長そうです。やはりここ断面図でもう説明要ると思えますんで、その辺もメーカーの方また、
0:46:15	引き続き精査とともによろしくをお願いします。
0:46:19	その図の中、図の中ということの説明の中で、緑の太。

0:46:26	太枠で囲っているものと緑でハッチングされているものがあるんですが、
0:46:30	これの違いってというのはどこかで説明あるんありますでしょうか。
0:46:40	日本原燃シタニですいません。ハッチングというか点を入れているところが、壁で考慮するところで、
0:46:48	1色塗ってあるところが、床なり天井ということで、分けております。
0:46:55	規制庁からそれは大体見えて、そうかなと思ったんですがその説明っていうのはどこかにありますか。
0:47:02	なければ、追加して明記いただければと思います。
0:47:08	元シタニで生じました。はい、規制庁さんですそれでちょっと関係してですね123 ページ目、これちょっとマスキング1にはなっているんですが、
0:47:19	右の野中。
0:47:23	に入っているところ、これが結構、緑、
0:47:28	加工、
0:47:30	完全に囲われてないようなところ。
0:47:32	があって、ここはどういうふうに読み取ればいいんでしょうか。
0:47:40	日本エヌシタニです。ですね。
0:47:46	この図で書いてあるこの点々については将来増設用の
0:47:51	チャンネル、
0:47:53	の箇所まで書いておまして、
0:47:57	左側から二つ目の、ちょっと飛び出している壁の手前までしか線源がないため、メールコードという形になっていて、きちんと遮へいはされているというふうな認識です。
0:48:12	はい。規制庁岡です。わかりました。岡部に期待してないところは、そこは
0:48:19	ていないということなんでしょうか。評価上考慮しないから言っていないというそういう整理でしょ。
0:48:28	稲毛シタニです。その通りですね2番目の壁より左側にある部分には制限はないということになっております。はい、規制庁です。わかりました。
0:48:40	あと、ちょっとこの資料で、少しだけ気になったんですが123 ページ目今と同じ場所で、地下1階の平面図の、
0:48:49	寸法が、
0:48:53	X方向の寸法が88.37へ取るになっていて、
0:48:59	他の図でこの数字を見たことがないんですけど、これはどういう、
0:49:03	ことなんでしょうか。

0:49:12	すいません少々お待ちください。
0:49:19	日本維新んシタニですみませんこれは小関です。でもおっしゃってご ざいますね。はい、規制庁、わかりました。でしたら、適正化お願いし ますちょっと全体的にやはりまだちょっと言わなかった部分も含め、
0:49:32	もう少し
0:49:33	精査の方をお願いしたいなと思いますんで、よろしくをお願いします。
0:49:38	あと別紙5の方のすいません。はい。コサクです。先ほどの、
0:49:44	右側の、
0:49:46	抜き出せる部分の話なんですけど、説明内容はわかったんですが、それ が文面的にわかるのかっていう。
0:49:56	いうのがちょっと、
0:49:58	疑問で。
0:50:00	あたかも見込んでない。
0:50:03	今回見込まない、見込まないとか線源がある場所と思わないところに線 源があるかのように見える。うん。
0:50:09	ですよ。結果その遮へいこれでいいのかみたいに見えるので、
0:50:13	そこは誤解のないようにちゃんと今想定する線源の場所と、それに対 する遮へいとの関係がわかるようにしていただけますか。
0:50:25	日本原燃新谷です。表示しました。一応、このところなんですけども 床に穴が開いてる都合で、その平面図としては
0:50:34	この形になるかなと思うんですけれども、そういうか、僕範囲という か、今回申請の対象になる部分、
0:50:42	はどこまでなのかというのは、どこかで補足させていただきたいと思 います。
0:50:48	はい。
0:50:49	コサクです。どこかでというか添付書類の中で対応してください。
0:50:55	よろしくお願ひ。
0:51:04	規制庁岡です。あと別紙5の方、今回補足説明資料、遮へい04まで出 ているんですが、ぜ。
0:51:14	00-02 全体ですが遮へい04の説明が抜けていてタイミングなんかもあ ったかと思ひますんで、また追加の方お願ひします。
0:51:29	状態でしょうしました。
0:51:32	規制庁岡です00-02に関して私から以上なんですけど、元規制庁側他何 かありますでしょうか。
0:51:44	もしないようでしたら、補足説明資料の方に移りますので、元のご説明 お願ひします。

0:51:53	はい。日本原燃石原でございます。それでは、補足説明資料、遮へい01から遮へい04まであります。
0:52:05	順番にというか一気にちょっと説明をしたいと思います。
0:52:09	はい。C遮へいの1につきましてはレビジョン5ということで5月11日に提出をさせていただきました。タイトルとしては燃料確保盾に係る設工認から平均からの変更点についてということでございます。
0:52:23	こちらにつきましては前回までのコメントであるとかあとは他の補足説明資料の書き方になってということの、
0:52:34	横並びという点での修正というのをさせていただいたと、いうことでございます。
0:52:40	はい。
0:52:43	そうですね後は、20ページとかも言葉遣いの話の整理であった後、20通しの21ページのところについては何の表なのかというのがわかるようにということで、
0:52:56	タイトルも含めて精査、整理をさせていただきましたというのが、遮へい01でございます。
0:53:04	続きまして遮へい02レビジョン5月11日提出、坂でございます。
0:53:12	こちらにつきましても、
0:53:17	全体の補足説明の横並びというのの修正、
0:53:23	に加えまして特には、添付2ですかね、右下28ページ以降添付2で、宣言のところの説明を追加をして
0:53:38	させていただいてるということでございます。
0:53:42	あと31ページのところで例の、前回のヒアリングでダクト室の取り扱いということがあって、分類を以前から変えて三つにさせていただきました。当然考え方があって三つにしたんですが、
0:53:57	これは大変申し訳ないと思いますがと三つにしたときの考え方なりが何か補足が追加されているわけでもなく、これだとただ四つを三つに並べただけなので、これじゃちょっと説明不足かなと思いますのでちょっとここはすいません追加で、考え方を書くなりさせていただきたいと思えます。
0:54:16	はい。
0:54:18	添付3についても同じように、54ページ御説明の拡充ということをごさせてさせていただいておりますということでございます。
0:54:29	はい。遮へい02、あと遮へい03がレビジョン1ということで同じ5月11日に提示をさせていただいてございます。遮へい設計における計算条件及び計算モデルの設定についてということで、
0:54:43	こちらについても同じような静展開的なものと、4、右下4ページのところで輸送容器の型式で、BM型というのを明確にして後、

0:54:55	規則での対象になる条項の記載であったりあとは、線量当量率の設定の考え方をちゃんと丁寧にといったこと、あとはモデルとしてどんなモデルなのかというのを明示的にということも含めて全体の、
0:55:11	説明性ということで追加をさせていただきました。
0:55:15	また、8 ページ以降の説明を拡充等をしておるんですが、
0:55:21	すいません私がこうやってしまうと全然雨じゃんという話なんです、まだまだ説明が十分じゃない気がしております。
0:55:30	例えば8 ページ目でいきますと、そもそも左側の図のオレンジの四角を通して燃料集合体のチャンネル云々という説明をしてるんですけど、四角がそもそも文章の色と、
0:55:44	図の色が違うので、何のあの文章の始まりの四角なのかと思ってしまうぐらいちょっと適当な感じがするのでここがまず駄目なのと、あとは評価点という言葉を使ってるんですけど、右の図見ると計3ヶ所であったり、
0:55:57	言葉遣いが合ってなかったりあとは
0:56:00	間隔が広い場所と言ってるところは上の図、下の図、左側の図ですね、
0:56:07	数列ずつの
0:56:09	対立があるところで二つほど、業界が長いところ間が長いところありますけど、この話をしてるんですが説明としては、密集した安全かとなるよう他のいわゆる並んでるものの間隔である0.8ミリメートルと、
0:56:25	同じとするということをちゃんと説明をすべきところ、やはり文書がまだやっぱりこなれてないというか足りない。
0:56:32	思ってることは書いてはいるんですけどやはり繋がってないところがあるといったことであったり、
0:56:37	あとはページでいくと19 ページですかね。
0:56:43	ここ以前議論になって評価点を再計算箇所は先ほどと同じですけども、右の図でいう評価点の三角形3ヶ所の三角のところの場所、
0:56:56	説明してかつ、
0:56:59	東側の壁からの影響というのも考えた上で、南側に記載計3ヶ所をずらして最大のあたりをとるといようなことを、
0:57:10	説明をしたつもりで書いてはいるんですけどやはりまだ言葉足らずで、何をしてるのかがようわからんという状態になってますのでちょっと今一度ここは、すいません。
0:57:21	言いたいことがちゃんと伝わるような文章というのを、これをかけて、もう一度見直しをさせていただきたいと思っております。以上です。
0:57:29	すいませんあと貨幣04ですね支社004は、以前別紙で書いて先ほど岡さんからお話あった、別紙で書いていたものを、これやはり、

0:57:39	補足が適切だろうということで全体の枠としては補足の04として展開をさせていただきました。
0:57:46	配管貫通部ですね、の大瀬浅井の防止の考え方であったりということ、この04として整理をさせていただきましたということでございます。説明は以上になります。
0:57:59	はい。規制庁岡です。
0:58:01	今回は、大分コメントが反映されてわかりやすくなっていて、遮へい01からいきますが、
0:58:11	ぜ、前回から図等はかなり拡張されて、レイアウト図が大分、どういふふうに変更したのかというのがわかりやすくなりました。
0:58:22	その上で、前回もちょっとヒアリングで聞いたんですが、9ページ名の、
0:58:27	3.3.1の変更内容、
0:58:30	ここで変更対象となる遮へい設備の位置を添付1に示すというふうに、
0:58:36	ここ
0:58:36	壁開口部の
0:58:38	構造とか寸法とか材料の変更というのを、添付1の方では、
0:58:44	書きますっていうふうに説明があって、
0:58:47	今回の変更図を見ても、そこがどこなのかちょっとまだわからないんですが、ここはどういう、
0:58:54	整理になっていますでしょ。
0:59:03	すみません、少々お待ちください。
0:59:28	日本原燃新谷です。添付1の方は確かにそのレイアウト変更とあわせて、
0:59:36	いるためわかりにくくなってる部分もあるかと思えますけれども、
0:59:42	一応、
0:59:43	表の下のところに記載している。
0:59:47	ところでレイアウト変更なのかそうでないのかっていうのはわかるように、
0:59:52	は一応したつもりでございました。
0:59:56	具体的には地下3階、
0:59:58	のものがの遮へい設備の変更箇所ということに、
1:00:02	な、そこから上の階についてはレイアウト変更による変更箇所を雲マークで示しているということです。
1:00:12	はい。規制庁岡です。ダクトとか配管等に関しては、特に落等とか何か目立つとは思いますが、その辺は、この図ではどこかで表現されているのでしょうか。



1:00:25	日本原燃新谷です。貫通部については、記載しておりません。
1:00:32	規制庁岡です。前回コメントを受けて対応するというふうに回答あったと思うんで、
1:00:40	ちょっとその辺また、対応いただければと思うんですがいかがでしょうか。
1:01:05	すいません。少々お待ちください。
1:02:07	はい日本原燃の安保でございます。
1:02:11	細かい貫通孔の部分につきましては変更の前というもので特に示したのものないというところもございますし、
1:02:21	ございます。
1:02:28	会館通行の分につきましては、
1:02:35	すいません。
1:02:53	が、
1:02:55	は、規制庁岡です。
1:02:58	今文章で、配管とかダクトが図でわかるようになっていていうところで、図を見たらわか分かるようになっていないっていうようなところがあってどこでわかるんですかという質問でしたので
1:03:12	文中、文章の方もしっかり精査して、ちゃんと図で、図と整合するようにしていただければと思いますがいかがでしょうか。
1:03:22	はい、日本石田でございます。今言われたとおっしゃっていただいているのは、右下9ページのところの通しの9ページのところで変更内容で壁を貫通するダクト配管等の愛知銀行。
1:03:34	及び追加を行うというのが変更内容ですと言ってそう言ったものをまず1に、添付に示しますと、我々で、そもそも宣言していて、その変更箇所ってというのが、図ではわかりませんというのがご指摘だと思っておりますので、
1:03:47	ここで言うべき変更の内容というのを遮へいとの関係でちゃんと整理をした上で、図との関係をちゃんと一致するようにですね、精査をさせていただきたいと思います。以上です。
1:04:00	はい、規制庁課です。それではよろしくお願いいたします。野津の方も結構、
1:04:06	例えば今回もいろいろ見直してもらったんですが、例えば帰る扉が変わってなかったりですね、ちょっと幾つか
1:04:16	動きがあったりもするので、またそういうところも含め、本文も含め精査の方をお願いします。
1:04:23	遮へい01に関して私からは以上です。
1:04:27	はい、吉田でございます。若干すいません先ほどの話で確かにこれ変更の内容ってというのは今回の設計変更、だったり階高の変更、全体通して共通で、他の補足でも使ってます。

1:04:41	多分ですね変更内容と今回の紙、この変更内容のところでのとし、このそれぞれの補足説明資料に対象にしている条文であったり設計方針であったという関係を、
1:04:54	ちゃんと述べた上で、何が影響があるのかというのを我々の方でちゃんと明示をしていくということを見せていただいた上でそれを変更し、要は影響する変更が、
1:05:04	図でどこで見えるのかというのを展開するという整理をさせていただければと思います。以上です。
1:05:09	はい。規制庁岡です。結構、初回のヒアリングのあたりからそういうことは伝えているつもりでしたので、ちゃんと遮へい条文に沿って、こういうところが変更になって、
1:05:22	ここはどういう影響があります影響ありませんでしたら、どういうふうに考えて影響ありません。ちゃんともう少し明確にさせていただきたいというのが、
1:05:31	ずっと伝えていることでしたのでまたよろしくお願いします。
1:05:36	もしよろしければ遮へい02の方に移りたいと思います。こちらは大分説明が追加されて、何でこれが選定されるのかという、
1:05:47	不明瞭なところは結構クリアになったと思ひまして、前回聞いて、ちょっと回答が
1:05:57	止まってしまった32ページ名の、
1:06:09	結果は40ページ目にあるG-21というところが、
1:06:15	最大になっているんですが、
1:06:20	これの説明がないのは何でかっていうところは今回もまたあの説明には含まれてませんでした、ここはどういう整理になっているんでしょうか。
1:06:32	稲毛シンタニです。輸送容器を取り扱う人については、線源量をプルトニウム量で設定できないということもありまして輸送与儀。
1:06:43	保管室に隣接している部屋を対象に、評価点の選定を行ってます
1:06:51	従いましてプルトニウム量がありませんので、壁厚だけでそれに決めると。
1:06:57	いうふうなところで考えておりますので、それ以外の指標についてはここでは
1:07:05	選定のときに参考して、参照していないということになりますただその足すと、
1:07:13	重ね合わせてどうなのかというところについては、文章の最後のなお書きのところ
1:07:20	計3ヶ所の方が厳しいということに記載させていただいておまして、ご指摘の21のところの南側の廊下のところの評価点の方が、

1:07:31	集合体貯蔵室にも隣接するというので、線源。
1:07:36	どうしても単純に増加で、また
1:07:39	燃料率の基準値についても、
1:07:42	この21のところも低いということもありますのでこちらの方が厳しいということの評価しなくても大丈夫ですということに記載しております。
1:07:52	成長からSDそ、それが32ページ名のしたから3段落目から2段落目
1:08:01	のこと。
1:08:02	なんででしょうか。
1:08:06	100円シタニその通り須永キーの部分になります。はい、規制庁加賀です。こちら辺がちょっとやっぱりわかんなくてですね、この直の段落が変わっててこれがどこから繋がってるのーなのかとか、
1:08:19	何かで壁厚100センチでとか書いてあって、
1:08:23	それ、それに該当するものだと他にも結構あったりして、
1:08:29	少しやっぱりそういうところは、
1:08:33	す。せっかく結果があるので、まず結果を、
1:08:36	結果、どの結果はこれに該当しますっていうところはもう少しちょっと。
1:08:41	追加してもらいたくてで、かつ、今言ったような説明というのも、もう少しちょっとクリアに説明していただければと思うんですがいかがですか。
1:08:54	宮部新谷です。
1:08:57	記載を追加したいと思います。
1:09:01	はい。規制庁岡です。ありました。ちょっとそこ、ここだけじゃなくてですねもう少し精査いただければと思います。あと、41ページ目。
1:09:14	マスキング仮称になりますが、
1:09:18	41ページ目の第2.1-1図で10(12)と(13)のあいだも、評価範囲にはなってるんですが、ナンバリングをされてなくて評価もされてない。
1:09:31	ていうところがあって、ここはどういう扱いなんでしょうか。
1:09:38	日本原燃新谷です。床チラーの部屋については、一部貯蔵庫に繋がる搬送炉があるんですけども、常時線源があるような設備を、がなく、盤が置いてある部屋なので、線源。
1:09:53	量がないという整理で、評価点としていないということになっております。
1:09:59	規制庁かですそれでしたらここ、評価点じゃないでしたら、

1:10:04	勝宣言。
1:10:07	宣言も、
1:10:08	今宣言だというふうになっているんですが、ちょっとそこら辺は、
1:10:12	この今の説明はどこかにあるんでしょうか。
1:10:16	日本原燃新谷ですけど、6段階っておりませんでちょっとここを、
1:10:22	宣言しちょっと色分けしてしまったのはちょっと、
1:10:25	ミスでして申し訳ございません。
1:10:27	規制庁岡です。こういうところは、まだちょっと結構残っていますのでまた精査の方、お願いします。
1:10:37	遮へい02に関しましては私からは以上。
1:10:40	です。
1:10:41	次遮へい03の方。
1:10:48	江面さんの方は、
1:10:52	とまず6ページ目。
1:10:55	もう、
1:10:56	今回、
1:11:02	下から2行目から、下から2行目のところに、ちゃんと前回ヒアリングでちょっと
1:11:10	論理立てて結局、
1:11:13	PWRが選定されるんですよということをちゃんと論理立てて説明してくださいというふうに、
1:11:18	言って今回
1:11:22	追加された燃料集合体貯蔵室の最大貯蔵能力とBWRの吉尾田井のプルトニウム富化度を考慮して、遮へい設計に用いるというふうになっていて、これだとまた、論点の発端であった
1:11:35	南米、プルトニウム富化度は低いBWRが選定されるのかっていうところでは、一生懸命そのために、
1:11:42	説明してきたと思うんで、ここまたこの書き方だと元に戻ってしまうんですが、実際のところはBWRは4体セットで貯蔵して、
1:11:55	その4体セットで考えると、
1:11:58	数が多くなるとプロ重量が多くなるっていうような結果という認識ですがそういう認識であってます。
1:12:08	日本原燃シタニでその認識で合っております。
1:12:11	はい、規制庁課です。この考慮してとかけっこ使いがちな言葉なんです

1:12:17	その辺はもう少し考慮してじゃなくて正しく今回定量的にもまとめてみたので、ちゃんとその定量的なまとめから紐づけて、こうこういう理由で、遮へい設計に用いる全原協どうと、設定するというふうに、
1:12:32	しっかり説明していただきたいんですがいかがですか。
1:12:41	はい。日本原燃の安保でございます。はい、承知いたしました。
1:12:45	はい。規制庁岡です。
1:12:47	あと、7ページ目からのモデルの話なんですけど元の方イシハラさんから、結構いろいろな説明があって、大分その不明瞭な箇所とか、
1:12:58	把握されているようなのでまた精査の方、お願いします。
1:13:04	で、その部分がクリアになってくると遮へい 035。
1:13:11	大分整ってくるんじゃないかなと思います。次、主、遮へい 03 について私から以上で、次は 04 なんですけど、
1:13:19	遮へい 04 の方は今回基本設計方針からちゃんと展開していただくというようなところで、
1:13:30	もう少し基本設計方針との紐づけていうところを論理的に展開していただきたいんですが、
1:13:36	いかがでしょうか何かイメージとかありますでしょうか。
1:13:44	はい。日本原燃日本原燃の安保でございます。
1:13:48	ご指摘いただいているのはこの補足説明資料、
1:13:53	の記載がその基本設計方針をどこに基づいているのかというその紐付け、
1:13:58	というか説明というところが、薄いという趣旨のご指摘ということによるしかたでしょうか。規制庁、すみませんわかりづらくて、基本設計方針の互角方にある貫通部の話のところから、
1:14:13	そこでは基本設計方針としてこうこうこういうことを定めていて、それに基づいて具体的にはこういうふうに
1:14:22	対応していきますというような展開をしていただきたくて、今ちょっと何かここ、ただこういうふうにやりますだけが書いてあるような、
1:14:32	印象になっていますのでまたその辺整理の方よろしくをお願いします。
1:14:37	はい。与儀西原でございます。今おっしゃっていただいてすみませんこちらで行えれば、
1:14:44	整理をしないといけないところですが他の補足でもやっていますがおっしゃっていただいている通り基本設計をし設計方針で言ってることの、何の補足をしてるのかっていうのを展開するためにやはり、
1:14:56	設計方針基本設計方針なりの添付で辺りの設計方針を変えた上で、そのどこを補足するのかとちゃんとリンクをとって整理を展開していくということが必要だというのは認識をしておりますので、

1:15:08	そういう形で再度精査を整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:15:13	はい。規制庁岡です。その上でなんですが、4ページ名の2.1のところ で、配管ダクト等の貫通部からの放射線漏えい防止の考え方が、
1:15:24	説明されているんですが、配管ダクト等といったようにその頭がついて いて、一方で基本設計方針の方は頭がついていない状況なんですが、こ の等というのは、具体的に、
1:15:39	あるんでしょうか。
1:15:45	はい。日本原燃の安保でございます。こちら補足説明資料リテール等の ところは、経営ケーブルトレイですとか電線管といったところになりま すが基本設計の方針ではそこらもまた、そのあたりまとめて配管ダク ト、
1:16:01	いうふうに示しておりました。はい。以上です。
1:16:05	規制庁岡です。その部分、以前の基本設計方針で確か等と書いてきてい つの間にかねなくなっていたんですが、
1:16:14	それは、どういう定義からそういうふうになったんでしょう。
1:16:26	はい。日本原燃の安保でございます。はい。そこにつきまして挙カーの 記載に、を踏まえての、
1:16:33	等をとっていたと。実際に配管ダクトの言葉の中にはそういった電線管 とか、ケーブルトレイといったものも含んでいるというふうに考えての 記載でした。
1:16:45	以上です。
1:16:46	規制庁大賀です。配管とかダクトにケーブルトレイとか電線管で含まれ るっていうのは他の条文なんかでも、
1:16:54	そういう整理になってるんでしょうか。
1:17:02	はい。日本原燃の安保でございます。はい。ちょっと他の条文との整合 性も、整合も踏まえてちょっと記載の方、扱い言葉の使い方ですね、整 理したいと思います。はい、規制庁は、そういう、
1:17:14	許可の添ぷーのところから、との整合性という観点で、今回基本設計方 針にもとをつけず、ただもう結構明示的になっていて具体的になってい てかつ補足説明資料では、
1:17:27	等で説明しようとしているものがあるっていうことであれば、
1:17:31	設工認なので、そこら辺の具体化っていうのは、
1:17:35	していい話かなと思っていますむしろその頭をつけずととかその前広 に設備を、
1:17:45	設定せずに申請して、後でそういうのが判明してきて、いや実はそこ には含まれないんですみたいな話になって、補正なんていう時もあまりよ くないので、

1:17:56	そういったところはまた他の条文でもやっていますが、そういうところでは前広に、検討いただけるのがいいかなと思いますので、
1:18:05	また検討の方よろしくをお願いします。
1:18:10	はい。日本原燃の安保でございますはい、承知いたしました。
1:18:15	規制庁、佐治です。今、他条文との話が出たんで1点。
1:18:20	この遮へいに関してというよりは、全体の整理としての確認をしたいんですけど。
1:18:25	他の業務例えば溢水とか火災とかの貫通部の話って、今回対象じゃないような話でも説明してきてない気がしていて、
1:18:35	今回遮へいとしては今回、こういう構造ですみたいな話がされてる漏えい防止対策みたいな話をされてるんですけど。
1:18:43	並びの考え方なんですけど、今までは要は防護対象がない中で水源の話も説明してきてない中で説明をしないような説明だったと思うんですけど、遮へいっていう意味でいうと、
1:18:55	線源って、まああの設定しないとどうしようもないから当然今回置ける形にはなってるんですけど、遮へいと溢水の差っていうのは、溢水とかとの差でいいかもしれないけど、
1:19:05	差っていうのはどのように整理されてるんでしたっけ。
1:19:08	要は、建物って結局何でしたっけっていうところに毎回戻ってきて申し訳ないところあると思うんですけど、溢水と遮へいの差は何ですかね。
1:19:31	はい。日本原燃石田でございます。はい。それもこちらがちゃんと今まで整理すると言って、
1:19:38	わしとした回答がなかったなので、こうなってると思ってます
1:19:42	一層については以前お話した通り防護対象設備との関係で、区画という名称でその場所を区切って評価をするという、評価の中の一つのカテゴリとして入ってくるもの。
1:19:56	が、水の中の防護溢水防護対象設備より区画というのの考え方だと思ってます。一方火災については、火災区画構築物、いわゆる3時間耐火の対象として、
1:20:10	3時間耐火に耐えられるという設計方針も含めて今回建物の中で申請をするということで、区分けをしています。一方この遮へいはというと遮へいも同じように
1:20:22	済みでですね遮へい設備としてのその壁の厚みであったり、材質であったりというのを考えた上で、その設計で大丈夫だという根拠、ことを今回の第1回の
1:20:32	申請で建物として、お示しをする、認可をいただくということ、当然その厚みでいいということを選定するためには、いわゆる1000円であつての条件で燃えた上で、説明をしないといけないと。

1:20:46	意味で今添付書類でも計算の中ではそういったものを示しているということで整理をさせていただいたところでございます。以上です。
1:20:55	椎木大谷です。ちょっと自分のし、指摘かってのは触れられてるかどうかなんですけど
1:21:01	社員はⅡって意味でコンプライアンスとか整理をされてるのは理解して いてですねさっき宣言の話をした方がちょっと、
1:21:08	貫通部処理の話をちょっと確認したくて、今遮へいとしての保全、
1:21:16	規定で、溢水もある意味火災もそうなんですけど火災も大会等の説明を 受けてるんですけど貫通部の
1:21:23	足要は耐火処置の話というふうに聞いては多分まずないような気がして いて、
1:21:28	一斉模様はあのモルタルで蓋開けますよとかいろいろ対策はあって、将 来的には多分補足として説明を受けると思ってるんですけど、そっちは 多分今んところ説明を聞いた覚えがなくて遮へいとしてはその貫通部の
1:21:40	ような話を今回されたので、そこをここ並び取ろうとされるのか、いや 作業はコールリコール特殊なんで今回示したんですっていう説明なのか がわからなかったの聞いてるところがあって、壁自体の整理は別に何 か、全体としての整理としてっていうので宣言を置かないと、
1:21:56	大変だって決めれないし、建屋の壁をつくれなかってのは理解するん すけど、貫通部処置っていう意味で、どこまでを並び取ろうとしてるの かっていうのを確認できればと思います。
1:22:07	はい。与儀西田でございます。貫通部の措置についておっしゃって いただけてる通り今三上ためバラバラになってますで、
1:22:16	設備との関係であったり評価との関係で申請をしますと言ってるのは火 災であり、溢水であると思ってます。なので今回貫通部については具体 的には火災であったり水であったりは、説明業績を新城は、
1:22:31	全体の考え方としてできますが添付等での説明であったり補足説明には 登場してないというのが現状。
1:22:38	一方遮へいはと言われますと、遮へいについて機器付の遮へい体を確か に第2回とかに出すと言いなながらも、貫通部に対する設計方針という。
1:22:48	徳田市でそれだけの設計方針を述べる開示がですね、いわゆる共通的な 考え方になってしまっていて、
1:22:57	設備を出すから、楽等出すからということでもないのかなと一般的にこ ういう設計をしますよということだけがやはり宣言として出てくるの で、
1:23:07	今、第1回の中で取り扱っているという形になってます。ちょっとその 辺もおっしゃっていただいてちゃんと整理をした上でどの開示で出すの かっていうのは、いま1度考え方を整理しますが



1:23:19	具体的な評価との関係での紐付けというのがあまり、
1:23:23	どの開示でっていうのが、今の考え方を今お話をしたような感じで火災 溢水、9社という分類でそれぞれ考え方を整理したということだところ でございました。
1:23:35	以上です。規制庁田尻です。すいません。あ、すみません、古作です。
1:23:42	大体お考えはわかりました。
1:23:45	だけど、ちょっと、
1:23:48	何て言うんすかね。
1:23:49	鍛冶梨衣から言ってた話の表現はちょっと微妙だなと思ってたんですけ ど。
1:23:58	溢水の時にも話したような気がするんですけど、本文として今回何を宣 言しますかというときに、溢水はその
1:24:09	線源の範囲ではなくて、要は担保事項として特になくて、先ほどの壁厚 とかの使用っていうことを言われてましたけど、
1:24:19	そういう関係から火災等、遮へいについては、今回取り上げる溢水は、
1:24:28	その観点で設計するわけじゃなくてももとの設計の観点でのもので積 み上げていった結果、最終なんですかね、のところで溢水評価の断面で
1:24:41	企業の条件というのを踏まえて評価をすればいい。
1:24:45	ということでの考えの整理というのは、
1:24:49	いいんだろう、いいんだろうというかそういう考えで整理を進めている と、それは共通の考えのもとでの進め方だと、ということだとは思って すけど。
1:24:59	一方でその貫通部という関係って、また別の整理をするのかと、いうよ うな気がしていて、
1:25:08	それがその別じゃなくて一緒なんですということなので火災は後、遮へいは 前。
1:25:15	ということのようにいまいち聞こえなくてですね。
1:25:19	私のイメージとすると、
1:25:23	貫通部についての評価云々ということでもないと思うので、
1:25:27	その
1:25:29	壁なり何なりを扱っているときに、
1:25:34	全体としてはこういう線源になるけど、部分的に貫通部として抜けてる 部分はこういう処置するから、一般的なものに、
1:25:43	に相当してるからいいんですよという説明だと思っていてそうすると、
1:25:50	火災も含めて今回まとめて整理しちゃった方が、
1:25:56	トータルの考えとしては統一感があるんじゃないかな。

1:25:59	いうふうに思いましたけどそこは、実現性としてはちょっと厳しいんでしょうか。
1:26:07	はい、与儀西田でございますはいおっしゃっていただいていることは理解しました。
1:26:13	ちょっと今市田の今のいろいろ考えたやつ、私がしゃべったこと自体が正しいかどうか、今一度整理をさせていただきたいと思っておりますおっしゃっていただいた通りもともとの貫通部単独の
1:26:27	評価であったりで多分ないので、そういう意味で全体の評価に全体の設計を示す時に合わせてお示しをしますと、いうことだと思います。あと、
1:26:37	ただ設備と関係する貫通部であったりっていうのが火災の場合はどうしても出てきたりするんでそういうのは設備の時に合わせてといったような整理もあったのかもしれないのでその事実確認をした上で、
1:26:50	整理を再度せ、説明をさせていただければと思います。以上です。
1:26:56	コサクです。今言われた設備に附属する貫通部っていう意味合いがちょっとよくわからないんですけど。結局、貫通部の処置は
1:27:06	大枠の方針ですか。
1:27:09	基本設計方針で書かれなくて、それを添付の中で、具体にはこういう処置の仕方ですよっていうそれもその方法論としてか。
1:27:19	どうして書かれなくて、
1:27:21	ということだと思いますのでそれは具体の機器付のとか何とかってあんまり関係のないような気がしてます。で、その実際に機器の中で特殊な
1:27:33	処置をする必要があるというのはそれは機器としてやることじゃないかなっていう気もスルーなのでその辺整理していただければと思いますが。
1:27:43	すいませんここまで話した中でオオオカさんなりタジリさんなりイメージとして困ることなり、違う意見とかがあればお聞かせいただけますか。
1:27:52	規制庁タジリ数、江藤で調査官と石原さんの話を聞いて理解はできてきているつもりではいるんですけどちょっとってなんですけど
1:28:03	結局今回火災とか溢水に関してはまだ評価をする段階なくて遮へいをするので、その関連として、貫通部や他の補足としての整理が今どっちかなと思って、
1:28:14	ところがあって、本文添付っていう意味でいうと強弱法人は対策をすること自体はうたわれていて店舗もここどっかでどこっていうところがそこまで書かれてないイメージがあったので、
1:28:25	補足として建物としての対策の一環としてここつけてるっていうふうな説明をするのであれば、別に火災とか溢水だって示しちゃいますよねっ

	ていうところがあったんでどこまで示すのかなっていうところだったんですけど。
1:28:36	先ほどおっしゃられたように今までの話を聞いてきて、過去の話聞いてきてる中で、あくまで評価をまだする段階ではなくて、その関連もあって貫通部の話さないっていう整理なんだろうなと思っていたの、思ったんで。
1:28:49	少なくとも自分今まで聞いてる中で違和感はないです。中途半端なすみません何かコメントで申し訳ないですけど、
1:28:56	すいませんコサクですけどあの評価する云々というのその評価のポイントがちょっと認識が、
1:29:03	合ってるかどうかは怪しかったのでお話しすると、
1:29:07	火災については影響評価ではないと思うんですね。
1:29:10	あくまで、3時間耐火とか1時間耐火とか、そういったところの性能をこう担保しますよっていう方針なり、考えというのを説明すると、
1:29:21	いう範疇にこの貫通部の話があって、
1:29:26	それについては影響評価ではなくてもものにぶら下がって説明をすべきだということで今回なんじゃないかというふうに私はコメントしてます。それがその遮へいも一緒ですよと。
1:29:38	いうことで
1:29:41	遮へい計算があるからとかではなくて遮へい厚というのを宣言するのだから、
1:29:47	それを保障するような貫通部処置というのもセットでしょうと。
1:29:52	所。
1:29:53	いうことですよ。そうすると、今申す本文は何らか回転のみたんですけど、
1:29:59	現状のこの補足説明資料って、添付で書いてあってもいいような話しか書いてないような気がしてですね。
1:30:07	添付で今どういうつもりでおられるんですかね。
1:30:16	はい。日本原燃石田でございます。
1:30:19	現状の整理でいきますと先ほどあった基本設計方針を受けて、基本方針を展開をしたと、いうことで今の時点であり、足りないのは先ほどの主要な宣言じゃないですけど、
1:30:33	テンプレが基本設計方針で書いたものを、ちゃんと展開をしてテンプレとしての具体的な設計方針につなげてというよりは、今完全に基本的な考え方っていうのが基本設計をした受けた形で今回足したもの、それ以降は既認可の計算書代議員会の添付書類での説明を

1:30:52	今回変わったところを変えたというに近い形になっているのでその間で、やはり開きがあるのかなと思ってますので、ちょっとそこをもう一度たてつけをちゃんとしてですね、先ほどおっしゃった通り
1:31:04	店舗にあってもいい、いいような内容であるのは、おっしゃる通りだと思いますんで店舗側でちゃんと基本設計方針を受けて具体的な設計方針展開をするんだと、いうことをちゃんと考えた上で、別紙4-1 だつたりを、
1:31:18	示していくっていうことを、ちょっと私どもの方でもう一度考えさせていただきたいと思います。以上です。
1:31:26	はい。規制庁コサクです。そうですね。遮へいの保証については、
1:31:33	発電所の建設であれば、添付で書いてあったような気がするので、
1:31:38	その点よく見て構成考えていただければと思います。私からは以上ですけど、この観点で、大川さん、田尻さんも大丈夫ですか。
1:31:50	岡ですはい。大丈夫です。これ、やはり添付で展開するっていうところ私もどういって、基本設計方針から直接ここに
1:31:59	添付の基本的考え、
1:32:02	から飛ぶって、
1:32:04	違和感がありましたので、はい。またそれで再検討いただければと思います。よろしくお願いします。
1:32:13	全体を通じて、
1:32:16	私からは以上なんですほか、規制庁側から、
1:32:19	特に何か、
1:32:21	いますでしょうか。
1:32:27	特にないようでしたら元の方から振り返りをお願いします。
1:32:33	はい。日本原燃の安保でございます。
1:32:39	この上部にかかる全体的な点というところも踏まえましてですけども、
1:32:45	許可の本文の構成に基づいた記載になってないところというところもあるというところで、そういう、
1:32:53	文章構成について全体的に精査するというところ、あと、
1:33:00	許可から規制が変わった点については、
1:33:03	私の理由がわかるような説明を、すごく
1:33:07	追加するといったところ。
1:33:09	あと全体的に論理立てた説明をする必要があるということで結構今回の資料でも抜けてる部分が多かったということでここにつきましては引き続き精査いたします周辺に限らず、全体的な話。
1:33:22	展開される話だと思っております。

1:33:25	あと
1:33:28	添付書類の別紙、
1:33:30	という形で今つけておりますけれどもそういった資料構成について全体的に統一がとれてるかどうかといったところの検討をして、配布をしていきます。
1:33:41	はい。
1:33:43	あと溢水相次いで写生全体としてですね、
1:33:51	やっぱり理由ですとか考え方といったところがまだ丁寧に書けていないとわかりづらいといったところが多々ございましたのでそこを、
1:34:01	さらに精査の方をして、読んだだけでわかるような文章というのを作成していくというところになります。
1:34:11	全体としては以上になります。
1:34:18	はい。規制庁岡です。もうざっくり言っていただいたので、また条文等も含め、また精査の方よろしくお願いします。
1:34:27	じゃ、ちょっと9しかお返しします。
1:34:31	さあ規制庁シミズ岡部さんを通して規制庁側銀聯から何かフクイなければこれで終了したいと思います、
1:34:40	近年がよろしいでしょうか。
1:34:45	はい、日本レンジです。よろしいです。ありがとうございました。
1:34:49	清長市民ですとそれではこれで本日のヒアリングを終了したいと思います。向こうを停止します。